

# 役員等報酬規程

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都ライフサポート協会(以下「法人」という。)の役員および評議員(以下「役員等」という。)の報酬に関する事項を定める。

## (報 酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、理事会出席および評議員会出席 7,795 円とする。

## (支給日)

第3条 役員等の報酬は、出席の都度に支払う。

## (改 正)

第4条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

## 付 則

この規程は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 27 日から施行する。